様式第１号

審 査 基 準 整 理 票

処　分　名	ホール等の使用料の減免		
根拠法令名	大津市和邇文化センター条例 （平成１７年条例第９９号）	（条項）第６条	
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則（平成元年規則第３７号）	（条項）第４条	
所管部署	教育委員会和邇文化センター		
標準処理期間	７　　日	法定処理期間	―　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内容　　☑全部記載　　□一部・項目のみ記載

参考

【根拠法令】

大津市和邇文化センター条例

（使用料の減免）

第６条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準法令】

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則

（使用料の減免）

第４条　教育施設の使用料は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める額を減免する。

（１）本市及び大津市教育委員会が主催又は共催する事業に使用する場合　全額

（２）公共的な団体又は機関が、各教育施設の設置目的に応じた事業で公益に資すると認められるものに使用する場合（博物館の企画展示室を使用する場合を除く。）　全額

（３）市内に所在する義務教育諸学校、幼稚園、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）及び児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園（幼稚園及び児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所であるものを除く。）が実施する事業に使用する場合　全額

２　略

３　前２項に定めるほか、教育施設の使用料を特に減免する必要があると認める場合及びその額はその都度市長が定める。